

島建 2018 Vol.145 会報



年頭所感

- 2 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通
全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

建設業協会

- 5 建設企業ガイダンスを開催、会員現状調査を実施

建災防島根県支部

- 6 出雲大社で安全祈願
労働災害発生状況、安全衛生管理計画の作成
年度末労働災害防止強調月間、年度末月間商品のご案内
講習予定表（平成30年度）

10 平成30年度 事業予定

- DCプラン
- 11 マッチング拠出制度

建退共島根県支部

- 12 退職金を受け取るには

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

平成30年2月1日発行

年頭所感



つちのえ いぬ
「戌 戌」 = 『自 問』

一般社団法人 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通

明けましておめでとうございます。

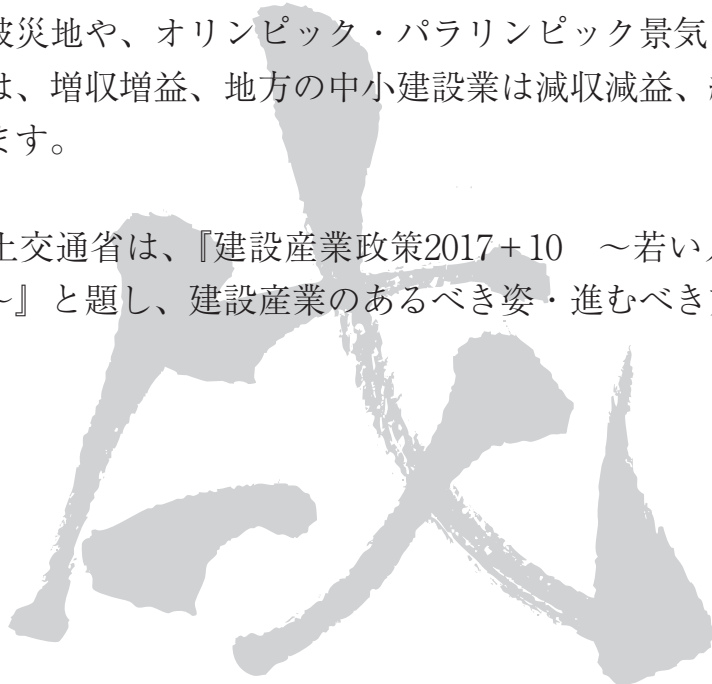
平成30年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

本年の干支は「戌」、十干で言えば「戌」、陰陽五行は「陽の土」となります。

「戌」には、「滅」を語源とし、消滅、滅亡につながり、悪い意味がありますが、「戌 戌」は、草木などが一度燃えてなくなってしまうとしても、「茂」という字に通じ、大きく成長が期待できる年ということになります。しかし、「陽の土」は、良いこと、悪いことがはっきり分かれることを意味していますので、戌 戌の年は、自分の行動次第で良くもなれば悪くもなる、そんな年ではないでしょうか。

現在、建設業界は地域間格差・企業間格差が生じています。東北、九州北部など復興・復旧の被災地や、オリンピック・パラリンピック景気に沸く東京に限られ、大手建設業は、増収増益、地方の中小建設業は減収減益、経営状況は厳しい状態が続いています。

そんな中、国土交通省は、『建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～』と題し、建設産業のあるべき姿・進むべき方向を打ち出しま



した。私たち建設産業はインフラや住宅等の整備や今後の老朽化に対応、さらに災害時の応急復旧など国民の生活と安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化に資する施設整備など、経済成長に貢献する役割を担っています。

一方、生産年齢人口の減少が進む中、建設産業が「雇用の受け皿」となり得ることが出来るのでしょうか。個々の企業の一層の努力に加え、業界全体や発注者・設計者など多くの人々との連携を図り、働き方改革や生産性向上等の取り組みを強力に推進し、良質な建設サービスにより国民の理解と信頼を確保し、魅力ある産業にしていかなければなりません。

地方を、地域を守るのは、誰ですか、我々しかいないのです。

我々地域の中小建設業も、『自問』、自らに問いかけ、自らで考え行動していかなければなりません。

まず「処遇改善」、そして「現場力・企業力の強化」、つまり、長時間労働の是正、週休二日制の導入、ICTの活用、営業力やコスト競争力の強化等々、難しく困難な課題ばかりですが、多くの課題を解決した時、地域の人々に理解され信頼を得ることができ、それが若年層や女性の入職へつながり、魅力ある建設産業への第一歩が始まるのではないのでしょうか。

つちのえいぬ
「戌 戌」良くもなれば、悪くもなる年。

協会員の皆様、本年は建設業協会が誕生し「70年」節目の年です。
記念すべき本年が良い年になるよう、ともに頑張っていきましょう。
本年も宜しくお願い申し上げます。

ありがとうございました。





『地域建設企業の健全で 安定した経営基盤の構築を』

一般社団法人全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

平成30年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、2012年12月から始まった国内経済の景気回復局面が「いざなぎ景気」を上回り、戦後2番目の長さとなったものの、過去の回復局面に比べると、景気回復に対する実感は乏しいとの声があがる1年でございました。そのような中、建設業界におきましては、公共事業費はここ数年、当初予算ベースで見れば安定的に推移している一方で、建設投資の偏りが見られ、首都圏と地方圏との事業量の地域間格差や大企業と中小建設業との企業間格差が近時一層拡大し、地域の建設企業の多くが厳しい経営環境を強いられた年でございました。

また、昨年大きな動きと致しまして、政府が、日本経済の再生に向けた最大のチャレンジとして位置付けている働き方改革への取組みを一層加速させ、一億総活躍社会を構築すべく開催された「働き方改革実現会議」では、建設業における長時間労働是正を含めた「働き方改革実行計画」の策定がなされました。建設業界では、これまでも「賃金・休日等の労働条件の改善」、「女性等の多様な人材が活躍できる環境整備」といった担い手の確保・育成に向けた様々な取組みを進めて来たところでございますが、今般の政府の要請は、業界内における改革のテンポの加速を求めるものでございます。

私ども全建と致しましても、地域建設業が他産業との人材獲得競争を勝ち抜き、将来に亘って地域社会に貢献していくためには、企業の経営トップ自らが強力なリーダーシップを発揮し、週休2日制の普及など働き方改革を主導していく必要があると考え、その指針として「働き方改革行動憲章」を策定し、新たな決意の下、その取組みを進めているところでございます。

ご承知のとおり、私ども地域建設業は、地域インフラの安定的な整備・維持管理を行う「地域の守り手」として、地域の安全・安心を確保するための「公的な任務の担い手」としての役割が期待されております。しかし、現在の状況がこのまま続くと、その役割を果たすことが困難となり、防災・減災対策や社会資本の整備・維持など地域を守る力も衰退しかねないとの懸念の声が多く寄せられております。

担い手を確保し、生産性の向上を図り、私どもに課せられた社会的使命を今後も継続して果たしていくためには、何より地域建設企業の健全で安定した経営基盤の構築が必要であり、適正利潤の確保を謳った改正品確法の徹底に加え、我が国の厳しい財政状況下にあっても、事業量の安定的・持続的な確保が不可欠でございます。

今年、全建は設立70周年を迎えます。これまで皆様方よりいただいた多大なご厚情に感謝申し上げますとともに、若者が夢をもって将来を託せる産業となるよう、これまでも増して積極果敢に取組みを進めてまいりますので、引き続き、ご理解ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様方のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

建設業協会



昨年度に引き続き、12月7日（木）にくにびきメッセ（松江市）にて、会員企業18社が参加し、建設企業ガイダンスを開催した。

来年春に卒業予定の松江高専環境・建設工学科の4年生と、松江工業高校建築都市工学科2年生、出雲工業高校建築科2年生の計約120人が訪れ、企業担当者から仕事の内容や必要な資格、地元建設企業の役割などについて熱心に聞いていた。

会場ではしまね建設産業イメージアップ女子会も参加、また専門工事業を中心とした業種説明資料の展示も行われた。

ガイダンスに訪れた学校関係者は「県内外を問わず多くの企業から求人をいただき感謝している。県



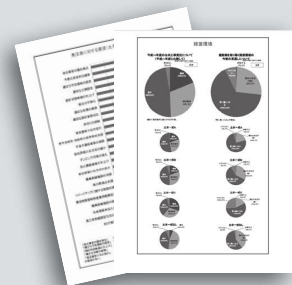
内の建設業界挙げてインターンシップに取り組んでもらい、生徒の進路選択に大変役立っている」と話した。一方、企業の担当者は、「高校生は地元志向が強くありがたいが、大学生は大手企業との競合から近年、内定辞退が増えている」と危機感を募らせていた。

会員現状調査を実施しています

建設業協会では、平成23年度から、業界の現状把握と、今後の要望活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とすることを目的に「会員現状調査」を実施しています。会員企業の皆様にはご協力を賜りましてありがとうございました。



今後はこのいただいた回答をまとめ、「通常総会での資料」や「理事会・委員会等での資料」、「意見交換会や要望活動における意見のバックデータ」として活用いたします。



建災防島根県支部

出雲大社で安全祈願



建災防県支部（中筋豊通支部長）は1月19日、出雲大社を参拝し安全祈願を行った。島根労働局の高橋労働基準部長、鷹中健康安全課長はじめ、各

分会の代表者ら17人が出席。拝殿で祈祷した後、本殿に参拝。中筋支部長と高橋労働基準部長が玉串を奉納し、全員で拝礼。今年一年の無事故無災害を祈願した。

昨年県内で発生した建設業の労働災害は、速報値によると90人で、昨年度より11人減少、死傷者数としては過去最少数値を達成することができました。さらに、死亡災害は、当初の目標である「死亡災害ゼロ」を達成することができました。

今年も引き続き、気持ちを新たに会員および協会をはじめ関係者が一丸となり「死亡災害ゼロの達成」「死傷災害件数では2桁数値の継続」を目指し計画に沿った安全衛生管理の向上に努めましょう。

平成27年～29年（1月～12月）島根県内の建設業の労働災害発生状況

区分	27年		28年		29年	
土木工事業	(0)	36	(1)	33	(0)	29
木造工事業	(0)	25	(1)	18	(0)	21
建築工事業	(0)	25	(1)	42	(0)	27
その他の建設業	(0)	20	(1)	16	(0)	13
計	(0)	106	(4)	109	(0)	90

() は死亡災害

安全衛生管理計画の作成について

昨年度の反省をふまえ、新年度の安全衛生計画をたてましょう。計画(P l a n)－実施(D o)－評価(Check)－改善(A c t)を進めることで会社の安全衛生水準の向上につながります。

年度末労働災害防止強調月間（3/1～31）が始まります！

3月1日～31日は年度末労働災害防止強調月間。特に、この期間は工事が逼迫し労働災害の可能性が極めて高くなります。月毎、週毎、日々の連絡調整を密にし、厳しい工程による安全設備の不備にならぬよう特に下記の徹底をお願いします。

★作業の前に計画を作成し打合せ
を行いましょ

★高所（2m以上）での作業は、
安全帯の取り付け箇所を確認
しましょ

★重機作業では、後進時の合図
方法を取り決め実行しましょ



月間商品のご案内

お求めは、ご所属（お近く）の各地区建設業協会（建災防県支部各分会）までお申し込みください。

ポスター ￥200 B2判（73×52cm）

No.1 齋藤 飛鳥（乃木坂46）



No.2 浜辺 美波



のぼり

￥1,570
ポリエステル製（240×70cm）



ワッペン

￥840
ビニール製
（7.5×6cm）
10枚1組



横幕

￥1,570
ポリエステル製
（70×220cm）

建災防講習予定表 (平成30年度)

平成30年度の講習会等の予定をお知らせいたします。

ホームページにも予定・案内などを掲載いたしますので是非ご覧ください。

講習名	学科講習		実技講習	
	講習日	会場	講習日	会場
技能講習				
足場の組立て等作業主任者技能講習	7月18日(水)	出雲建設会館		
	7月19日(木)			
	8月7日(火)	出雲建設会館		
	8月8日(水)			
	10月9日(火)	浜田建設会館		
	10月10日(水)			
10月25日(木)	出雲建設会館			
10月26日(金)				
地山の掘削及び 土止支保工作業主任者技能講習	7月23日(月)	出雲建設会館		
	7月25日(水)			
型枠支保工の組立て等 作業主任者技能講習	10月16日(火)	出雲建設会館		
	10月17日(水)			
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習	4月3日(火)	出雲建設会館	4月10日(火)	アユミ工業(株)
	4月4日(水)			
	4月5日(木)	浜田建設会館		
	4月6日(金)			
	8月20日(月)	出雲建設会館	8月27日(月)	アユミ工業(株)
	8月21日(火)			
9月10日(月)	浜田建設会館	9月12日(水)	(株)ライト実習場	
9月11日(火)				
不整地運搬車運転技能講習	7月5日(木)	出雲建設会館	7月9日(月)	アユミ工業(株)
車両系建設機械(解体用)運転技能講習	6月22日(金)	出雲建設会館	6月25日(月)	アユミ工業(株)
高所作業車運転技能講習	5月28日(月)	浜田建設会館	5月29日(火)	(株)ライト実習場
	6月6日(水)	出雲建設会館	6月13日(水)	アユミ工業(株)
	9月26日(水)	出雲建設会館	9月28日(金)	アユミ工業(株)
特別教育				
小型車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転の業務に係る特別教育	5月8日(火)	出雲建設会館	5月9日(水)	アユミ工業(株)
	11月5日(月)	出雲建設会館	11月6日(火)	アユミ工業(株)

講習名	学科講習		実技講習	
	講習日	会場	講習日	会場
ローラー運転の業務に係る特別教育	9月3日(月)	出雲建設会館	9月4日(火)	アユミ工業(株)
足場の組立て等の業務に係る特別教育	5月25日(金)	浜田建設会館		
	6月8日(金)	出雲建設会館		
低圧電気取扱い業務に係る特別教育	8月3日(金)	出雲建設会館		
自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育	10月19日(金)	出雲建設会館		
安全衛生教育				
職長・安全衛生責任者教育	5月15日(火) 5月16日(水)	出雲建設会館		
	7月31日(火) 8月1日(水)	浜田建設会館		
	12月5日(水) 12月6日(木)	出雲建設会館		
建設業職長のためのリスクアセスメント教育	5月14日(月)	出雲建設会館		
刈払機取扱い作業安全衛生教育	6月28日(木)	出雲建設会館		
車両系建設機械（整地用等）運転業務従事者安全衛生教育	6月29日(金)	出雲建設会館		
建設業等における（管理者・作業員）のための熱中症予防教育	7月4日(水)	出雲建設会館		
現場管理者統括管理講習	7月20日(金)	出雲建設会館		
足場の組立等作業主任者能力向上教育（定期）	8月10日(金)	出雲建設会館		
施工管理者等のための足場点検実務者研修				
丸のこ等取扱い作業従事者教育	9月18日(火)	出雲建設会館		
振動工具取扱い作業従事者教育	11月21日(水)	出雲建設会館		
新・総合工事業者のためのリスクアセスメント研修	11月27日(火)	出雲建設会館		

受講申込を支部および各分会にて常時受け付けていますので、日程をご確認いただき、協力会社への周知・受講勧奨も含めた受講計画をご検討くださいますようお願いいたします。

平成30年度 事業予定

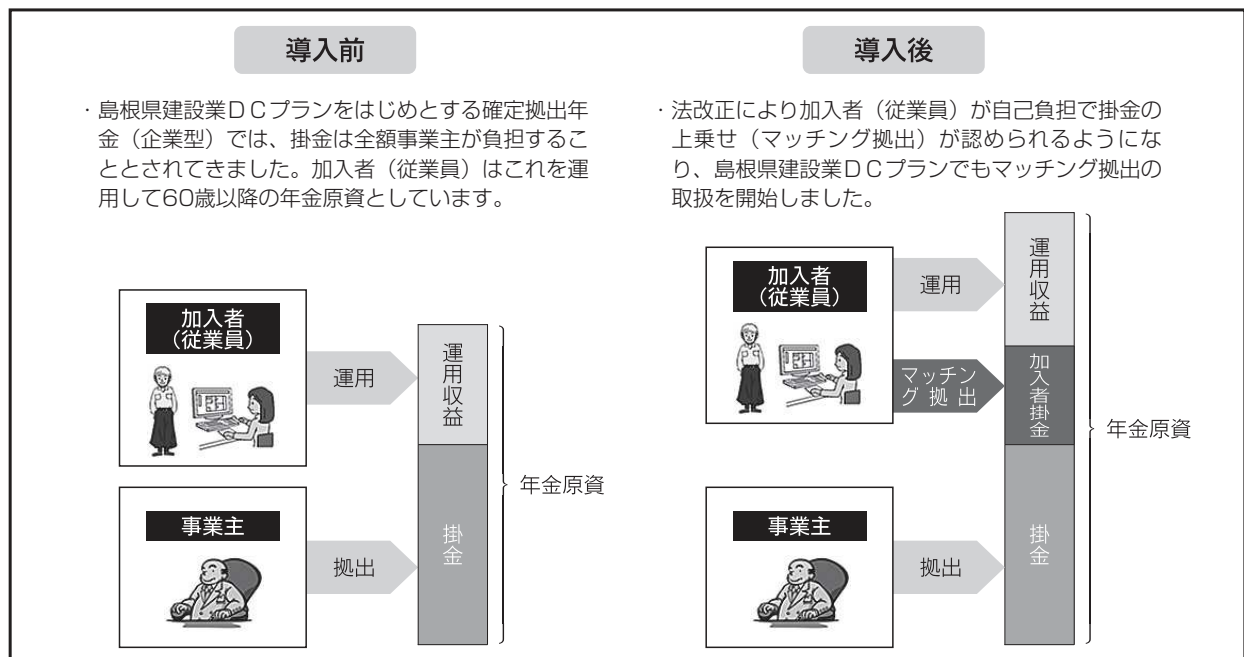
	島根県建設業協会	建災防島根県支部	島根県土木施工管理技士会	島根県農林建設業協会連合会
4	9 (月) 事務局長会議 23 (月) 監査会 27 (金) 理事会	23 (月) 監査会 27 (金) 理事会	9 (月) 監理技術者講習	23 (月) 監査会
5	17 (木) 新理事予定者会議 23 (水) 理事会 定時総会 協議員会	23 (水) 通常代議員会	7 (月) 監査会 理事会 21 (月) 通常代議員会	23 (水) 通常総会
6				
7				
8	8~9月 国土交通省中国地方整備局との意見交換会 島根県との意見交換会 島根県建設産業人材確保・育成推進協議会		2 (木) 中国土木施工管理技士会連合会通常総会	
9	9~11月 高校生の現場見学会	20 (木) 第55回全国建設業労働災害防止大会(横浜市)	現場見学会 	
10	31 (水) 中国ブロック地域懇談会 平成30年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会 (広島市)	中・四国ブロック会議		
11				
12	12~3月 土木・建築・労働委員会			
1		安全祈願祭 	支部長会議	
2			研修会	
3				理事会、研修会

DCプラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在12年が経過し、加入事業所が95社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法(平成23年8月交付)の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

（参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。

運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> ■ 老齢給付金：年金…雑所得（公的年金等控除適用） 一時金…退職所得（退職所得控除適用）* ■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税（法定相続人1人当たり500万円まで非課税） ■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税

建退共島根県支部

退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月（21日分を1ヶ月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。

（なお、請求事由発生日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。）

請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は？

退職金については、下の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。

掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。

12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



掛金納付年数 (月数)	退職金額 (単位：円)
1年 (12月)	23,436
(18月)	48,174
(23月)	76,167
2年 (24月)	156,240
5年 (60月)	410,781
10年 (120月)	945,903
15年 (180月)	1,572,816
20年 (240月)	2,256,366
25年 (300月)	3,029,754
30年 (360月)	3,902,745
35年 (420月)	4,898,775
40年 (480月)	6,036,723



退職金請求書

様式 第 007号 KN 退職金請求書(建退共)

建設業退職金共済事業本部 殿

請求にあたっては、退職金請求書(コピー不可)に共済手帳、住民票(コピー不可)及び「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」を添えて提出して下さい。

1. 退職金を請求される方についてご記入下さい。

請求年月日	平成		年		月		日	退職金請求事由	昭和		平成		年		月		日
請求人(本人又は遺族)	現	フリガナ						ト・ドウ フ・ケン									
	住	〒							都・道 府・県						市・区 郡		
	所	電話番号	()	-											
氏名	フリガナ								遺族請求の場合 [被共済者との続柄]								
									<input type="checkbox"/> 配偶者	<input type="checkbox"/> 父母	<input type="checkbox"/> その他()						
		被共済者番号			別			生			月			日			
					女	<input type="checkbox"/>	明治	<input type="checkbox"/>	大正	<input type="checkbox"/>	昭和	<input type="checkbox"/>	平成	<input type="checkbox"/>			
		被共済者氏名(「カタカナ」にて右詰め記入)															
									請求事由								
									冊目						交付年月		
									昭和		平成						

共済手帳の表紙に記載の冊目・交付年月をご記入下さい。 →

2. 振込金融機関についてご記入下さい。

振込金融機関	振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込	<input type="checkbox"/>	金融機関の窓口で口座名義人、普通預金口座番号等の確認印をもらって下さい。
	金融機関名	漁業協同組合・ネットバンクは、お取扱いできません。 { } { } 銀行 信用金庫 信用組合 本店 支店 出張所 農業協同組合 商工中金 本所 支所 信託銀行 労働金庫		金融機関確認印
	口座名義人 [請求人と同じ]	「カタカナ」で記入して下さい		ご担当者印
	預金種目	口座番号(右詰め記入※)	金融機関コード	振込先店舗コード

※口座番号が6ケタ以下の場合は、番号の先頭に「0」を加えてご記入下さい。

退職所得確認欄

以下のA~Cの該当区分に○印を記入していただき、裏面の「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」に必要事項を記入して提出して下さい。この申告書の提出(記入)がない場合は、退職金の20.42%(復興特別所得税を含む)に相当する額を源泉徴収いたします。ただし、被共済者が死亡し遺族の方が請求される場合は、提出する必要はありません。

区分	事由
A	退職手当等の受給について以下のB・C欄に該当しない。
B	退職金請求事由が発生した年に他にも退職手当等の支払を受けたことがある。
C	退職金請求事由が発生した年の前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けたことがある。

3. 証明欄

上記のとおり退職金請求事由に該当することを証明します。

平成 年 月 日

証明者

契約者番号 { } { } { } { } { } (建退共の共済契約者のみご記入下さい。)

住 所 〒 { } { } { } { } { } { }

事業所名

代表者名

電 話 () -

印

様式 第 007号 KN

※太線内のみご記入下さい。(赤太線内は振込先金融機関で記入していただき、確認印をもらって下さい。)

退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

	年 月 日 豊島 税務署長 市町村長 殿	年分 退 職 所 得 申 告 書	退職所得の受給に関する申告書		支払者受付印			
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階		現住所	〒			
	名称 (氏名)	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部		氏名	◎			
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 7 0 1 3 3 0 5 0 0 1 9 0 3		個人番号				
				その年1月1日現在の住所				
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)								
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年			
	② 退職の区分等	一般 [] 生活 [] 育・無 [] 障害 []	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年			
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。								
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑤ ③と④の勤続期間のうち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年			
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	うち 重複勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年			
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。								
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年			
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	⑧ ⑦のうち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年			
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。								
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年			
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年			
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑫ ⑧と⑨の通算期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年			
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	⑬ ⑪と⑫の通算期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年			
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
E	区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額(円)	源泉徴収税額(円)	特別徴収税額(円)	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)
	一般	・ ・				・ ・	一般	
	特定役員	・ ・				・ ・	障害	
	C	・ ・				・ ・	障害	

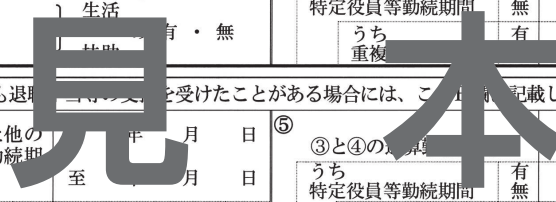
(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

27.06 改正

(規格 A 4)



個人番号及び身元確認のための書類

個人番号及び身元確認のための書類

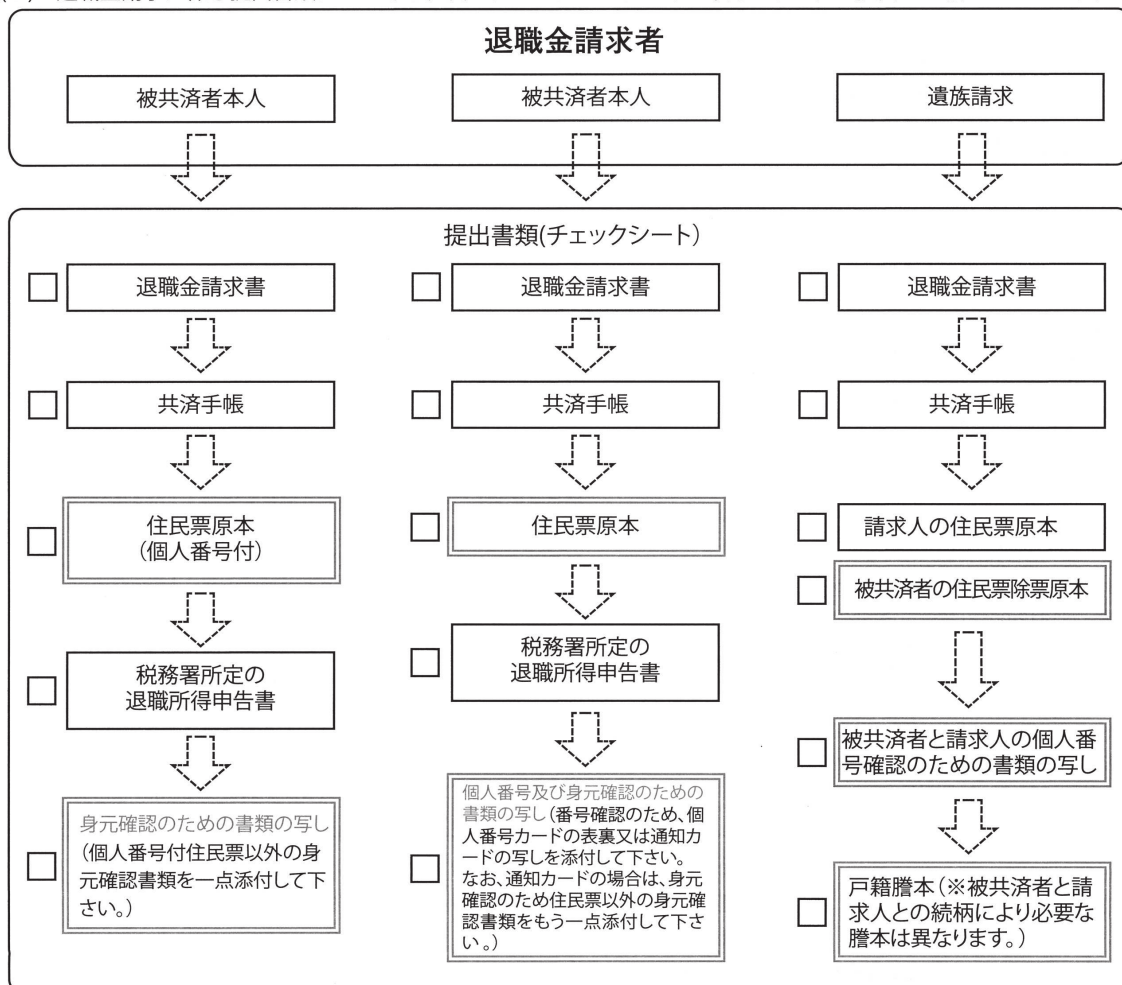
退職金を請求する場合は、建退共における身元確認書類としての「住民票（原本）」のほか、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり、個人番号及び身元確認のための書類の提出をお願いしております。

- (1) 個人番号及び身元確認のための書類については次のとおりです。
- (2) 個人番号付住民票については、建退共における身元確認書類としての住民票（原本）と兼用できますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いします。

個人番号の確認	身元の確認
1. 個人番号カード	(※1 表面と裏面の写し)
通知カードの写し 個人番号付住民票の原本	または
2. 個人番号付住民票については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。	+ 運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の被保険者証、年金手帳、 在留カード、特別永住者証明 等の写し (※2 いずれか1点の添付)

※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。
 ※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。

- (3) 退職金請求に係る提出書類については、次のチェックシートにてご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。



大切な社員と会社を守りたい。

ますます制度充実

建設共済保険

法定外労災補償制度

掛金が
安い

補償が
厚い

完成工事高契約 会員加入状況

平成29年12月31日現在

地区	加入企業 (会員)	会員 加入率(%)
松江	47	73.4
安来	19	100.0
雲南	37	90.2
仁多	14	100.0
出雲	51	68.0
大田	13	38.2
邑智	35	92.1
浜田	20	34.5
益田	8	32.0
鹿足	10	52.6
隠岐	21	65.6
合計	275	65.6



育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

公益財団法人 建設業福祉共済団

■ 取扱機関: (一社) 島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島 1-3-17 Tel. 0852-21-9004 Fax. 0852-31-2166

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

建設共済保険

検索